

府 総 第 1 5 5 4 号
令和元年9月14日

各大阪府知事所轄宗教法人代表役員 様

大阪府府民文化部府民文化総務課長
(公印省略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取
扱いについて（周知）

令和元年6月14日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）によって、別紙のとおり宗教法人法の一部が改正され、令和元年9月14日から施行されることとなりました。

今回の法改正による規則の変更等に関するご相談は、下記連絡先までお願いします。

【連絡先】

担 当	大阪府府民文化部府民文化総務課 大学・宗教法人グループ
電 話	06-6210-9270（直通）
FAX	06-6210-9268